

△水道局関係

午後3時05分開会

◆（加納委員） それではよろしくお願ひいたします。
まず、委員長、スライドをこの後使用させていただきます。

◆（加納委員） よろしくお願ひいたします。
初めに、平成28年度水道事業会計予算について伺わせていただきます。平成28年度予算はどのような点を重視して編成に取り組んだのか、水道局長にまず伺います。

◎（土井水道局長） よろしくお願ひします。

平成28年度予算は、主に次の3点を重視して編成いたしました。1つ目は、安全で良質な水を安定してお届けするための水道施設の老朽化対策や耐震化、2つ目は、横浜水道が培ってきた技術や知識を生かした環境保全への貢献や国内外における社会貢献、3つ目は、これらの施策を着実に推進していくための徹底した経費削減と財源確保です。これらの課題にしっかりと対応していくことにより、持続可能な事業運営を目指してまいります。

◆（加納委員） 水道局の予算案によりますと、その原資となる水道料金収入が平成27年度予算に比べ約10億円も減少しているにもかかわらず、73億円の純利益を計上しています。
そこで、純利益73億円についてどのように評価しているのか、水道局長に伺います。

◎（土井水道局長） 平成28年度は、水道料金収入の減少や施設の維持管理費用の増加が見込まれるものの、神奈川県内広域水道企業団の料金改定による受水費の減少や経営効率化の取り組みなどにより、73億円の純利益を計上いたしました。利益に関する指標としては、財務省による行政経常収支率や民間企業で多用される利益率などがあり、いずれも10%以上が良好と言われております。これらの指標を当てはめると80億円程度の利益が1つの目安と考えられるため、今回の純利益の額はおおむね妥当な数字ではないかと認識しております。

◆（加納委員） ありがとうございました。

次に、災害時の飲料水確保に向けた耐震給水栓の整備について伺います。
それではスライドをごらんください。（資料を表示）防災の拠点である地域防災拠点は、市内に458カ所あります。左下の図のように、災害用地下給水タンクが105カ所、そして次に、右下の図のように、緊急給水栓が179カ所整備されています。それ以外の174カ所の地域防災拠点は、水道局の応急給水施設が整備されていない状況であったことから、災害時にできる限り飲料水を確保するという観点に基づき、私から学校受水槽や消火栓の活用について提案を行い、現在総務局が中心となり取り組みを進め、近い将来には、全ての地域防災拠点で何らかの手段で飲料水を確保することが可能となっています。実は、この受水槽も消火栓も今は総務局の事業になっていますけれども、これは水道局さんが大変御苦労いただいて、水道局さんの技術で受水槽に簡易給水栓、いわゆる蛇口をつけていただいたり、それから、消火栓については東京が実は早かったのですが、横浜市水道局が東京まで見に行っていたいて、工夫して、消火栓の圧力を軽減するストッパーを横浜市の水道局がつくっていただいたのですね。そのために、消火活動しか使えなかった水が飲料水として使えるということで、今、地域防災拠点の中で受水槽、そして消火栓から飲料水が確保できるということなのですけれども、局長、せっかくですから、この工夫というか、技術について、局長としてどうでしょうか。御感想をいただければと思います。

◎（土井水道局長） 災害時には、できる限り多くの手段で飲料水を確保する必要があると考えておりますので、地域防災拠点において、このような学校受水槽、または消火栓などの活用ということは、やはり可能な限り追求していくことが大事だろうということで、これまで総務局と協力して行ってまいりました。今、委員にいろいろ言っていただきましたが、いろいろ創意工夫をしてやっており、まだまだ課題もございます。地域防災拠点においてはできる限り応急給水施設の代替、または何らかの手段を確保していくよう努力していきたいというふうに考えております。

◆（加納委員） 次のスライドもごらんください。水道局では災害時のさらなる給水手段として、配水管から屋外の水飲み場まで、全て耐震化する耐震給水栓を実験的に行うとのことでした。

そこで、配水管から屋外水飲み場までの配管を全て耐震化する効果について給水部長に伺います。

◎（清塚給水部長） 耐震給水栓とは、配水池から屋外水飲み場までの配管が全て耐震化され、お客様による応急給水が可能な水飲み場のことでございます。この整備によりまして、災害時においても給水管が破損することなく、お客様が早期に安全に給水できる可能性が高くなります。しかし、課題もございまして、配水管から分岐している、それから耐震化されていない配水管や給水管で漏水した場合には、給水の前に水道局職員の対応が必要となります。

◆（加納委員） では、なぜ平成 27 年度からの検討を始めたのか、その理由について給水部長にお伺いいたします。

◎（清塚給水部長） 地震に強い継ぎ手構造を持ちます耐震管は、これまで口径 75 ミリ以上に限定されておりました。しかし、小口径の配水管の耐震化を促進するために、平成 26 年度に新たに開発された口径 50 ミリの耐震管について検証を行いまして、平成 27 年度に採用しました。学校の給水管は主に口径 50 ミリを使用しておりますので、この新製品を活用することで学校の給水管についても耐震化が可能となりました。

◆（加納委員） 新製品の開発がということと、それでは実験的に設置するに当たって、その場所の選定にはさまざまな条件があると考えられますが、そこで、耐震給水栓を実験的に設置する選定条件と設置場所について水道局長にお伺いいたします。

◎（土井水道局長） 選定の考え方としては3つほどございます。1つは、地域防災拠点のうち、災害用地下給水タンクなどの応急給水施設がない拠点を優先すること、現時点で配水池から拠点までの配水管が全て耐震化されていること、さらに、防災訓練などに熱心に取り組み、御意見をいただける運営委員会があること、これらを総合的に検討した結果、平成 28 年度は瀬谷区の前小学校に実験的に設置して、この有効性を検証してみたいと考えております。

◆（加納委員） 最後に、今後、前小学校だけではなくて、選定条件はさまざまありますけれども、やはり多くの地域に普及させていただきたいと思っておりますけれども、今後の取り組みについて局長にお伺いいたします。

◎（土井水道局長） 平成 28 年度は、耐震給水栓の管理方法や災害時の体制などについて、総務局、教育委員会、瀬谷区などと協議を進めてまいります。また、耐震給水栓を対象校に設置した後に、地域防災拠点運営委員会との防災訓練などを通じて、お客様と水道局の役割分担や連絡体制など運用方法の検証を行ってまいります。これらの検証結果を踏まえながら、今後の事業の進め方について検討してまいります。

◆（加納委員） どうぞ、さらなる拡大をしていただきたいというふうに要望しておきます。

次に、災害時重要拠点施設への管路耐震化について伺います。

それでは、スライドをごらんください。今、やりとりをしましたがけれども、今質問しました耐震給水栓の整備を進めたとしても、地域防災拠点までの水道管が耐震化されていなければ災害時の水の確保は困難となります。

そこで、平成 28 年度末の水道管耐震化率の見込み及び現状をどのように捉えているのか、水道局長に伺います。

◎（土井水道局長） 市内の送配水管 9100 キロメートルに対する平成 28 年度末の耐震化率は 24%となる見込みです。現状におきましては、年間約 110 キロメートルを更新、耐震化しているため、更新化率は 1 年で約 1.2%向上しますが、このペースでは全ての配水管の更新には約 80 年かかります。持続可能な水道事業の確立を図り、着実に事業を推進していくことが課題と考えております。

◆（加納委員） 今回の御答弁で、年間 110 キロメートルの更新、耐震化をいかに効率的に進めていくかというのが大変重要かと考えます。水道局では、地域防災拠点など、災害時に重要な役割を果たす施設への水道管の耐震化を進めていると伺っております。

そこで、災害時重要拠点施設への管路耐震化事業の概要と平成 28 年度末の見込みについて給水部長にお伺いいたします。

◎（清塚給水部長） 重要拠点施設への管路の耐震化事業は、平成 25 年度から開始しており、土木事務所など復旧拠点、医療施設や地域防災拠点など、災害時に最も重要な施設を対象に平成 29 年度までの 5 カ年間で 50 カ所を優先的に耐震化するものです。平成 28 年度末までに 40 カ所の整備を完了する見込みです。

◆（加納委員） そこで、これからまた提案させていただきたいと思っております。一方で、高齢者の方などは地域防災拠点へ水をとりに行くといったようなことが困難な状況なのですね。そのために、今お話をいただいたようなことも含めて、今後の計画を検討する上で、例えばケアプラザや保育園や特別避難場所だとか、ある意味では福祉施設、こういったところへも新たな視点として今のお話のような事業をしっかりと進めていただきたい、そういう視点で検討を進める必要があると考えますが、そこで、水道局長に、今、私が申し上げた福祉施設など、新たな視点を考慮した施設選定が重要と考えますがけれども、御見解を伺います。

◎（土井水道局長） この事業は老朽管更新の一環として実施しておりまして、限られた財源の中で優先順位などを考慮して進める必要がございます。今後の事業計画では、地域防災拠点への管路の耐震化を継続するとともに、御指摘にありましたような福祉施設や教育施設など、災害時に支援を必要とする方々への効率的な給水など、新たな視点を取り入れて事業の進め方を検討していきたいと考えております。

◆（加納委員） ぜひこのような視点を考慮して、今後の計画を検討していただくことを要望しておきます。

最後に、災害時の飲料水確保について、水道局だけではなくて、関係部局が協力しなければいけないと思っております。そこで、関係部局が連携して取り組む必要があると考えますが、これは副市長の御見解をいただけますでしょうか。

◎（渡辺副市長） 災害時の飲料水確保につきましては、横浜市防災計画におきましても全市的に重要な対策と位置づけております。委員から、新たな視点を持って検討を進めることが大切だというお話がございましたが、まさにそのとおりでございますので、こうした検討を進める際には、総合的な災害対策を所管する総務局や、学校施設を所管する教育委員会、そして、今お話がありました福祉施設を所管する健康福祉局など、関係する部局が多岐にわたりますので、効果的かつ効率的な取り組みとすべく、委員御指摘のとおり関係部局の連携のもとで進めていきたいと考えております。

◆（加納委員） ありがとうございます。やはり連携がないとこれはなかなか進みませんので、ひとつよろしくお願
い申し上げます。

次に、水道局の安全衛生の取り組みについてお伺いいたします。

組織にとって、いわゆる職員、人は財産です。職員の健康管理や健康の保持増進については組織を挙げ取り組ん
でいかなければならないと考えております。

そこで、安全衛生に関して幾つかお伺いをいたします。まず初めに、平成 28 年度の安全衛生管理事業の取り組み
と予算額について水道局長に伺います。

◎（土井水道局長） まず取り組みですが、定期健康診断を初めとする各種健康診断の実施や、各職場において実施
する安全衛生委員会の開催及び産業医による職場巡視のほか、生活習慣病やメンタルヘルス対策の事業を実施いた
します。予算額は定期健康診断等の安全衛生費が約 3900 万円、産業医に係る経費が約 1200 万円、メンタルヘルス
対策費は約 300 万円で合計額は約 5450 万円となっております。

◆（加納委員） 安全衛生に関する取り組みは事業者である、いわゆる局、そしてまた労働者である職員、こういっ
たものが労使一体となって進めていく必要があると考えます。

そこで、職員の健康管理に関する、いわゆる組合からどのような要求が来ているのか、総務部長にお伺いいたし
ます。

◎（伊藤副局長兼総務部長） 組合からの要望といたしましては、全ての職員にストレスチェックの機会を提供す
ること、職場における安全衛生委員会の活動の充実等、労働安全衛生体制を確立すること、メンタルヘルス対策を
含む健康管理体制の充実を図ることが要望として出てございます。

◆（加納委員） 当然ですよ。やはり組合からも職員の安全、そして健康管理はしっかりやっていただきたいと。
私もちょっと確認しましたら、メンタル的なところで治療に入っている方が大変多くいらっしゃることも資料で見
させていただきましたけれども、どうぞ、労使一体で進めていただきたい。

職員の健康や安全を守るためにも責任職、職員がともに職場の安全、衛生に対する意識を高め取り組んでいかな
ければならないと思います。そのためには、職場環境の改善などを目的に実施している産業医の職場巡視は有効な
手段の一つだと考えます。

そこで、職場巡視の法的根拠について水道局長に伺います。

◎（土井水道局長） 労働安全衛生規則第 13 条において、労働者の健康管理等を効果的に行うため、常時 50 人
以上の労働者を使用する事業場においては産業医を選任し、労働者の健康管理等を行うこととなっております。また、
同規則第 15 条においては、産業医は、少なくとも毎月 1 回作業場等を巡視し、労働者の健康障害を防止するために
必要な措置を講じなければならないと定められております。あわせて、事務所衛生基準規則第 7 条において、2 カ
月以内ごとに 1 回、温度や湿度などの環境測定を行うこととなっております。

◆（加納委員） おっしゃるとおりで、労働安全衛生規則には、毎月、産業医による職場巡視が定められています。
そして、その実施内容については、事務所衛生基準規則にもちゃんと書かれているし、職場の環境測定もしっかり
やりなさいということもそこで書かれている。法的にきちんとしなさいとなっているのです。そこで、ちょっと
スライドをごらんください。非常に見づらいのですけれども、職場巡視をした後、いわゆる職場巡視改善記録簿と
いうか、記録書というか、今御提示しているここに実施内容等を記載して、局に報告することになっているので
すね。

そこで、職場巡視の実施状況について水道局長に伺います。

◎（土井水道局長） 平成 27 年度の実施状況としましては、50 人以上の事業場、12 カ所の実績は、平成 28 年 2 月現在 41 回となっており、法定回数の約 3 分の 1 程度の実施状況となっております。実施状況をまとめました、今御指摘ありました職場巡視改善記録についても、環境測定結果が記載されていない等の不備が散見されております。これは衛生管理者用のマニュアル、衛生管理業務の手引きに巡視記録の記入要領が盛り込まれていないためと考えっております。

◆（加納委員） 局長、職場巡視の実施状況ということで毎年、平成 26 年、平成 27 年とあるのだけれども、本当はスライドで掲示したかったけれども、余りにもショッキングなデータでもあると僕は認識していて、一応、局長と副市長に同じ資料を渡していますけれども、できていないよね。全然できていない。法律違反。

それで、去年の 2 月 13 日、水道局の常任委員会で組織再編担当部長兼人事課長、名前は言わないけれども、私は質問した。50 人以上のところでちゃんとやっていますかと言ったら、50 人以上のところは産業医による職場巡視等を行います、また、安全衛生委員会をやっておりますと、私ども人事課の衛生管理の担当係長、保健師を中心に、各事業所との間で産業医は毎月行くようになっておりますとか、そのように進めていますとか言ってあって、私に約束した。実際はどうですか。法的な根拠の 50 人以上とそれ以外のところがあるでしょう。トータルで物すごい数の場所に行かなければいけないのですよね。それが全然行かれていない。行かれていないだけではなくて、たまたま行ったところがお支払いの明細の根拠となっているのね。そうですよね。

◎（土井水道局長） 今御指摘ございましたとおり、月 1 回という基準の中で、実態では 3 分の 1 ぐらいしか行けていないという実態でございます。ちょっと反省して、きちんとこれからの取り組みを考えていきたいと考えております。

◆（加納委員） ちょっとではないよ。これは巡視して報告をいただくのに、巡視する側の人事課が自分で報告書を書いているのだ。自分で報告書を書いて、自分で報告書をもっているの。こんなばかなことはないでしょう。それから、産業医が行っていないのに行ったという判こだけ押されていて、お金が支払われているという実態があるでしょう。それから、産業医を初め、局が行っているにもかかわらず現場の関係者が全く出席していないという実態もあるでしょう、そうだよ。どうですか。

◎（土井水道局長） 詳細な実態については、ちょっと現在把握できておりませんが、さまざま記載の不備などもございますし、先ほども言いましたように、フォーマットなどもきちんと確立できていないので、きちんと把握できるような状況にはまだなっていなかったということを反省しております。

◆（加納委員） 担当者にはずっと言った。細かく、直すように言ったから、把握していないなんていうことはおかしいよ。

これまでのやりとりを聞かれて、本市のコンプライアンス最高責任者である立場として、法令の遵守と今後の指導について副市長に伺います。

◎（渡辺副市長） 先ほど来の加納委員の御指摘をお伺いしております、今回、水道局において、職場巡視が法定どおり実施できていなかった事実、その他、御指摘ございました。これをお聞きしまして、安全衛生管理体制が不十分であったということを痛感し、大変重く、真摯に受けとめております。法令を遵守して、改善すべき点は改善をする、確実に実施していくということを改めて強く指導するとともに、全市を挙げて安全衛生管理の充実に取り組んでまいります。どうぞよろしくお願いいたします。

◆（加納委員） よろしくお願いたします。

続いて、職場巡視をする産業医について幾つか伺います。平成 27 年度の産業医の体制と報酬額について総務部長に伺います。

◎（伊藤副局長兼総務部長） 嘱託産業医が 2 名、契約産業医 2 名の計 4 名の体制としてございます。また、報酬額については嘱託産業医報酬が 1 人当たり月額 15 万円で、年額 360 万円となっております。契約産業医への委託料は 2 人で年額約 380 万円となっております。

◆（加納委員） 私が産業医活動の記録やそれに対する報酬額を見たときに、嘱託産業医の報酬と契約産業医に対する契約額と活動時間などにおいて、全くひどい幾つかの課題が見受けられました。

そこで、私が言うと時間がなくなっちゃうから、産業医の勤務実態と報酬額の課題について局長に伺います。

◎（土井水道局長） 産業医の勤務実態としましては、嘱託産業医の職場巡視の従事時間が十数分から 2 時間半というばらつきがあることや、衛生管理審査委員会の審査業務を同日に実施していることにより、職場巡視の実施時間が十分確保できていないなどの課題がございました。また、産業医の報酬額についても従事時間にかかわらず、月額 15 万円であるとともに、契約産業医の委託料とも大きな違いがあるなどの課題がございました。

◆（加納委員） 次に、課題として挙げられた嘱託産業医の業務内容や報酬額について見直す必要があると考えますが、水道局長の見解を伺います。

◎（土井水道局長） 嘱託産業医の報酬と契約産業医の委託料に隔たりがあることや、嘱託産業医の稼働時間に対する報酬額など、課題があると考えております。嘱託産業医の職場巡視回数や稼働時間をふやし、業務内容に応じた報酬額の見直しなどについて検討していきたいと考えております。

◆（加納委員） 嘱託産業医、それから契約産業医、一応わかりやすくするためにそういう呼び方をします。嘱託産業医、月 15 万円。仕事は何日、何時間するのと。短い人は 13 分、月 1 回で 15 万円を持っていく。副市長、それでもう一つ、いわゆる衛生管理審査というのが。これは産業医として非常に大事なお仕事なのですね。必要なのです。でも、いろいろな事情があって、月 1 回の巡視とこの会合をあわせ持って、今何とか頑張ってやっていただいているという形なのだけれども、そうすると 1 回 13 分とか、10 分とか、20 分で 15 万円でしょう。さらに、1 時間とか 2 時間で、ある人は約 9 万円、ある人は約 8 万円もらうのです。そうすると、1 カ月に 23 万から 24 万円を水道局が支払っている。時間は 1 時間とか、2 時間とか、3 時間とか、4 時間、マックス 4 時間 15 分。平均的にね。それも月に 1 回。こんな実態が昭和 50 年代ぐらいからずっと続いているというようなことも想定されているのだけれども、信じられないのではないかと。明細書もばらばら、産業医の時間も決められていない、回数も巡視が 1 回だけということは決まっているけれども、あとはない。担当の方が大変苦勞されている。その中で、やっと今 3 分の 1 は巡視してもらっているのだけれども、ひどいよ。1 カ月に 1 回、十数分で 15 万円、あとの数時間で 9 万円を入れて、毎月 23 万とか 24 万円持っていくのだよ。

だから、産業医は大事だし、いろいろなことがあるのだけれども、やはりこの辺についてはもっと詰めてもらいたい。多分、その向こうには医師会の皆さん方もいらっしゃるだろうし、嘱託と契約と同じ産業医でありながら金額がえらい違うのだよ。こんなことは許されないでしょう。世間では、もしかしたらぼったくりと言うかもしれないよ。しっかり進めてもらいたい。疲れちゃった。（「頑張れ」と呼ぶ者あり）（笑声）

さて、平成 28 年 4 月の組織再編により事業所が集約されます。これを改善の機会と捉え、先ほどから課題として挙げてきました法令違反、不適切な事務処理などの是正を図っていただきたいと、もう一度訴えておきます。その

ためにも産業医をふやし、法令遵守の職場巡視を実現していかなければならないと考えますが、水道局長の見解を伺います。

◎（土井水道局長） 御指摘ございました、現在行っております組織再編によりまして、結果として事務所が統合されますので、大規模事務所がふえ、法定の事業場が集約されるため、職場巡視を効率的に実施することができるようになります。これを契機に、平成 28 年度は新たに 3 名の産業医を選任し、計 7 名の体制で安全衛生管理の充実に努めてまいります。

◆（加納委員） 局長、ありがとう。総務局も、交通局も資源循環局もそうだけれども、なかなか産業医がふえない。それは、職員の健康管理とか、そういったところになかなか力点が置けない。軽んじているとは言わないけれども、そういった部分では産業医をちゃんと雇用する環境をつくらなければだめ。担当者がかわいそう。そういった風土をなくさなければだめだよということから、お願いして、お願いして、また水道局も組織編成に伴って頑張ってくれて、3 名ふやしていくと。どうか、3 名をふやすこの 4 月から、産業医体制を組んで、新たな組織再編の中で、先ほどから言っている書類の不備、法律違反、それから雇用の仕方、報酬のある意味では昔から、癒着とは言わないよ、随意契約とも言わないよ、何となくそれを担当者が言い切れないからかわいそうだよ。局からも言えないのだから、副市長、ちゃんと調べて、それなりの立場の人が言わなければだめですよ。

そこで、こういったことは水道局だけに限らないのです。全庁的な取り組みとして、産業医の事業内容やそれに対する報酬額などを確認していただいて、不適切なものは是正していかなければいけないと考えますが、副市長の見解をお伺いします。

◎（渡辺副市長） 産業医の業務に関する問題点につきましては、これまでも加納委員から平成 22 年の決算特別委員会で御指摘をいただきまして、市長部局を初め適正化に努めてまいりました。しかしながら、きょうもお話をお伺いして、今回法令に基づく部分、基礎的な部分もまだ不十分といったような点も見受けられましたので、しっかりと中身を検証、反省した上で、産業医の業務が適切に行われるよう、改めて是正に向けしっかりと取り組んでまいります。

◆（加納委員） それでは、これまで安全衛生について伺ってきましたが、次にその 1 つであるたばこ対策などについて伺います。

職員の健康管理の上では、受動喫煙防止対策などのたばこ対策が重要な課題の一つです。我が党も、受動喫煙防止対策については一生懸命進めているところですが、今、副市長からあったように、私もこれまでさまざまな立場で受動喫煙防止対策として、建物内喫煙場所や自動販売機の撤去など、職場環境の改善を求めてきました。

そこで、事業所内の喫煙場所や自動販売機設置の状況について総務部長に伺います。

◎（伊藤副局長兼総務部長） 平成 26 年 9 月に局内に考え方を示しております。事業所建物内の喫煙場所を廃止し、屋外へ設置することを進めてまいりました。あわせて、自動販売機の撤去に取り組みまして、平成 27 年 3 月末には事業所建物内の喫煙場所及び自動販売機を全て撤去してございます。

◆（加納委員） 職員の喫煙率の推移について、次に総務部長に伺います。

◎（伊藤副局長兼総務部長） 定期健康診断の問診票で喫煙習慣があると回答した割合は、平成 25 年度が 34.3%、平成 26 年度は 33.5%、平成 27 年度は 32.6%と減少傾向にあります。

◆（加納委員） 多少は減少していますが、喫煙者に対する禁煙支援などの取り組みが重要だと思いますの

で、そのことについて水道局長に伺います。

◎（土井水道局長） 喫煙率が高いことを踏まえ、平成26年度より、定期健康診断項目に肺機能検査を導入し、精密検査が必要な職員への受診勧奨、禁煙指導を進めています。また、禁煙への動機づけ支援の一つとして、世界禁煙デーに合わせて、肺年齢測定、禁煙相談会を実施するなど、禁煙に向けた支援に取り組んでおります。なお、次期中期経営計画におきまして、働きやすい職場づくりの推進を掲げ、禁煙支援も含めた生活習慣病対策を推進し、職員の健康づくりを着実に進めてまいりたいと考えております。

◆（加納委員） 次期中期経営計画にも入れ込むという話ですけれども、次に、いわゆる勤務時間中にたばこを吸いに行く人、さまざまいます。30分の人、1時間の人、それを時間給で計算してみると実は大変な数値になるのですね。

そこで、そういった組織的風土も少しずつ変えていくべきだと僕は思っているのですけれども、勤務時間中の喫煙に関する今後の対応について水道局としてどう考えているかお伺いします。

◎（土井水道局長） 職員の健康管理のみならず、勤務時間の観点からも検討していかなければならないと考えております。今後につきましては、経営責任職、運営責任職が課題認識を持ち、率先して勤務時間中の喫煙自粛の取り組みなどについて検討してまいりたいと考えております。また、事業所の安全衛生委員会の審議項目として取り上げ、喫煙についての議論をし、組織を挙げて禁煙に対する意識を高めていくよう努めてまいります。

◆（加納委員） これは副市長にも同じように、もうずっと議論してきましたけれども、改めまして、水道局の勤務時間中の喫煙に関する対応について、副市長から見た見解をお伺いします。

◎（渡辺副市長） この問題は職員の健康面、それから仕事の仕方、そして、やはり市民の方が公務員の働きぶりについてどういう目で見ていらっしゃるのか、こういったような観点から、きちんと議論をしていかなければならない課題であると考えております。こうしたことによって、職場全体で問題意識を持って、共通認識を持って改善に向けてしっかりと取り組んでいかなければならないと考えております。

◆（加納委員） 実は、18区の中の栄区はWHOと一緒にあって、敷地内も含めて全面禁煙を唯一やっているところなのですね。瀬谷区もそれに準じて今やっていますけれども、そうすると、人事であそこに配属されると愛煙家はたばこの本数が変わるのです。敷地内で吸えないから、本郷台駅をおりて、いたち川の中洲で吸って入る。昼食になると出ていく。だから、物すごい愛煙家が3本とか4本と変わっていく。やはり環境をつけてあげなくてはいけないのかなと思うのです。勤務中だし、公の施設だし、横浜市はWHOの枠組み条約を含めて、国から流れ流れて本市もそれに賛同しているわけだから。

そこで、そういうふうに言ってもなかなか進まないのですけれども、副市長、やはり交通局で言ったことが水道局でもなかなか進んでいないということからすると、組織全体の情報共有についてしっかり考えていただきたい。そのことについてはどう考えているのか、また、健康づくりを推進していくための職員への支援について副市長の立場でどう考えているのか、お伺いいたします。

◎（渡辺副市長） 委員御指摘の点を重く受けとめております。改めて、私が先頭に立って、全庁的に情報共有をしていく決意でございます。また、健康づくり支援につきましては、職員一人一人が健康で、意欲、能力を最大限に発揮できるということが生産性の向上、あるいは質の高いサービス提供の基盤でございますので、職員の健康の保持増進を一層重視いたしまして、健康経営の視点を取り入れながら職場環境の整備に取り組むなど、職員が十分に力を発揮できる組織運営に努めてまいります。よろしくお願いたします。

◆（加納委員） 終わります。
